

「令和８年度岡山市学校給食用食材調達業務委託」仕様書

本仕様書は、委託者である岡山市（以下「本市」という。）が、岡山市立小学校、中学校（岡山市立緑ヶ丘中学校及び岡山市立岡山後楽館中学校を除く）、義務教育学校及び学校給食センター（以下「学校等」という。）において実施する学校給食に使用する食材（以下「給食用食材」という。）の調達業務を委託するに当たり、必要かつ遵守しなければならない業務内容等について定めるものである。

１ 委託業務名

令和８年度岡山市学校給食用食材調達業務委託

２ 履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

３ 履行場所

- (1) 岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課
- (2) 学校等

４ 対象施設、見込食数及び給食の年間実施予定回数等

(1) 対象施設

区 分	拠 点 数	１日当たりの令和８年度見込食数
小学校（自校調理校）	６７校	３３，９３７食
中学校（自校調理校）（４/１～８/３１）	２３校	１２，３５１食
中学校（自校調理校）（９/１～３/３１）	１６校	８，６８３食
義務教育学校（自校調理校）	１校	４３８食
給食センター（４/１～８/３１）	７施設（対象校３０校）	７，１３２食
給食センター（９/１～３/３１）	７施設（対象校３７校）	１０，８００食

(2) 給食の年間実施予定回数

学校行事等の関係で学校ごと学年ごとに異なるが、令和８年度の見込回数は下記のとおり。

区 分	平均喫食回数	最多喫食回数	最小喫食回数
小学校（自校調理校）	１８６回	１９３回	１７９回
中学校（自校調理校）	１８１回	１９２回	１７７回
義務教育学校（自校調理校）	１８８回	同左	同左
給食センター	１９６回	２０２回	１８９回

(3) 配送すべき拠点の数

各拠点の住所等の詳細については、「別紙1 履行場所一覧表」を参照すること。

(4) 令和8年度における食材料費の積算上の想定数値

区分	1食単価（見込み）	年間延べ喫食回数（見込み）
小学校（義務教育学校の前期課程含む）	354円	6,984,796回
中学校（義務教育学校の後期課程含む）	429円	3,316,622回
新岡山学校給食センターの 配備に係る試作分（※）	429円	13,100回

※新岡山学校給食センターが令和8年9月に稼働開始となることから、令和8年8月から9月の期間において合計4回の給食調理を新岡山センター内で実施するもの。なお、これらの実施日は、他の調理場で給食実施を行わない日とする。

5 業務体制

(1) 実施体制

本仕様書「6 業務内容」に記載する各業務を支障なく実施できるものとする。また、本市・学校等及び各調達業者・配送事業者等との円滑な調整を図ること。

(2) 実施体制表

受注者は、業務開始に当たり、契約締結日から7日以内に「業務実施体制表」（様式1）を作成して本市に提出し、本市の承認を得ること。提出済みの「業務実施体制表」の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から7日以内に新たな業務実施体制表を提出し、本市の承認を得ること。

(3) 業務責任者及び業務連絡担当者

ア 業務責任者

業務従事者のうち1名を、業務遂行上の受注者としての責任を負うべき責任者と定めること。業務責任者は本業務が安定的に遂行できるよう業務全般を統括・掌握し、かつ、業務従事者の指揮監督をすること。

イ 業務連絡担当者

業務従事者のうち1名を、本市及び学校等との連絡調整の任に当たる業務連絡担当者とする。

6 業務内容

(1) 給食用食材の調達

ア 基本的事項

(ア) 受託者は本市が発注する食材を調達すること。なお、食材以外の物資についても、給食実施において必要不可欠であると判断できる物資は調達すること。

(イ) 受注者は、受注者が調達可能な食材の規格・単価・栄養価・原料配合・アレルギー表示・納入業者名を含んだ食材一覧表を作成し、速やかに本市へ報告すること。

また、報告済食材についての内容変更が生じた場合や新たに調達可能な食材がある場合は、速やかに本市へ報告すること。

(ウ) 地場産物の活用促進に向け、本市が岡山市内産、岡山県内産と指定する品目について

は、これに応じて調達すること。調達困難な場合は、その理由と当該品目の産地を事前に本市に報告すること。

(エ) 上記(イ)以外の給食用食材については、県内産、近隣県産、国内産の順に優先して調達を行うこと。

(オ) 給食用食材の一括購入に当たっては、安価で効率的な調達を行うため、給食用食材に応じた購入方法等を研究し、実行すること。

(カ) 入札手続等の透明性・競争性を図ること。

(キ) 給食用食材の調達に当たって疑義が生じた場合は、本市・受注者協議の上、対応を決定すること。

(ク) 受注者は、給食用食材の包装袋や箱等について、給食用食材の品質、鮮度等が損なわれないよう、汚れ、破損等のない適切なものを使用すること。

イ 納入業者の選定等

(ア) 受注者は、あらかじめ基準を定め、給食用食材を安全・安心かつ安定的に供給することが可能となるよう適切な納入業者を選定すること。

(イ) 受注者は、代表者名、所在地、取り扱い食品名等を記載した業者名簿を調製し、本市の承認を受けること。

(ウ) 受注者は、本市からの以下の要望に応えるために各種制度を構築しておくこと。

a 学校等が実施する食育推進に寄与するための給食用食材調達

学校等が食育推進のために調達する給食用食材を取扱う者について、本市からの指示があった者を受注者において随時登録し、調達できるようにすること。

b 小規模対応物資

小規模調理場（おおむね対象者が300名未満の調理場）からの、比較的容量規模の小さい給食用食材等（一般家庭用サイズ）の調達要望に応えること。

c 緊急調達物資

給食提供日の当日もしくは数日前での調理事故等により、通常の調達フローでは不足物資の調達が間に合わない場合に備え、事前に制度を整えておくこと。

ウ 給食用食材の調達方法

受注者は、パン、麺、米飯及び牛乳については、本市が別途指定する業者から調達すること。上記以外の給食用食材については、受注者が選定した納入業者から調達すること。

エ 予定数量

(ア) 調達予定数量

受注者は、学校等が受注者に対して発注する情報を集約し、当該情報を基に調達予定数量を確定すること。なお、受注者は、学校等からの発注について、最低でも献立実施月の2か月前の28日の17時までは受け付けることとし、具体的な期限については、本市と受注者で協議して決定する。

ただし、4月と5月は、履行開始後速やかに本市が発注するものとする。

(イ) 数量変更等

学校等からの調達予定数量及び使用日の変更については、「別紙2 調達予定数量変更期限一覧」のとおりとする。

ただし、天候急変等の非常変災時による臨時休校等の場合の発注数の変更及び学校等の緊急時の発注数変更については、本市・学校等及び受注者で協議の上、対応を決定すること。

オ 天候不順等による対応

天候不順等により、給食用食材の著しい価格高騰が見込まれる、又は予定数量の確保が困難となることが見込まれる場合は、速やかに当該情報を本市に伝えること。また、調達数量の変更及び代替食材への変更等を検討する場合は、受注者は本市と協議の上、対応を決定すること。

(2) 給食用食材の配送及び納品

ア 基本的事項

- (ア) 給食用食材の配送及び納品先は、原則として「別紙 履行場所一覧表」記載の場所とすること。
- (イ) 給食用食材の配送及び納品は納入業者に行わせることができる。受注者は、納入業者等に対して、学校等より指定された期日に、指定された場所に納品するように指示しなければならない。
- (ウ) 配送時にトラブル等があり、給食の提供に影響が生じる可能性がある場合は、速やかに学校等へ報告の上、適切に対応すること。
- (エ) 配送業務中に生じた事故等による損害は、全て受注者の負担とし、責任をもって解決すること。受注者の責に帰すべき事由により本市及び学校等に損害を与えたときは、その損害額を賠償すること。
- (オ) 配送業務中に事故が発生した場合は、直ちに学校等に報告するとともに、給食用食材の納品が遅延・未着となるなどの事態が起こらないよう学校等と直ちに協議を行い、迅速な対応を行うこと。なお、事後本市にも報告すること。
- (カ) 納品された給食用食材に品質不良・異物混入・数量誤り等の不備があった場合は、学校等と直ちに協議を行い、迅速に対応すること。

イ 配送時の遵守事項

- (ア) 配送車両には食品運搬専用の冷凍冷蔵車を使用する等、適切な温度管理の下で配送すること。
- (イ) 配送車両は定期的に清掃を行い、常に衛生的な状態を保つこと。また、消毒を随時行う等、適切な衛生管理を実施すること。
- (ウ) 運転に当たって、特に、学校敷地内及び通学路においては、学校長の指示に従い児童生徒に最大限の注意を払い、事故防止に努めること。また、事故及び騒音防止のため、到着後はエンジンを停止し、むやみに騒音等を起こさないように注意すること。

ウ 納品時の遵守事項

- (ア) 納品については、給食調理に支障を来さないよう学校等が指定する方法により所定の納品場所に置くこと。
- (イ) 納品に当たっては、各施設の管理者があらかじめ許可した場所以外には立入らないこと。
- (ウ) 牛乳等要冷蔵品や冷凍品の納品の際は、学校等から指示があった場合には牛乳保冷库や物資用冷凍冷蔵庫等の温度が適切であるか確認し、納品時間や品温等を記録に残すこと。
- (エ) 牛乳保冷库や物資用冷凍冷蔵庫等の異常、その他の原因により牛乳等要冷蔵品や冷凍品が納品できない場合の対応については学校等と連絡・調整すること。

エ 検収及び受領報告書の取扱い

- (ア) 納品時に、学校等の教職員又は調理委託業務従事者等の検収を受けること。

(イ) 学校等の教職員又は調理委託業務従事者等が不在の時間帯の場合等、納品時に検収が受けられない場合は、納品時間を記入のうえ納品書を所定の場所に置くこと。

(3) 給食用食材の安全性の確保

ア 受注者は、学校給食における食中毒等を予防することを目的に、給食用食材について定期的に細菌等の検査を実施し、その実施日・食品名・結果等を書面及びデータで実施日の翌月末までに本市へ報告すること。なお、報告様式については、本市と受注者の間で協議の上、別途定めるものとする。また、検査頻度や検査食品の種類については、事前に本市の承認を得ること。

イ 受注者は、給食の提供に際し重大な事故を発生させた納入業者、又は給食用食材の品質不良・異物混入・数量誤り等の納品における不備の件数が多い納入業者に対しては、事業者の工場等への立入検査等により、その原因を追究し、再発防止に努めさせること。また、必要に応じてその事案の内容について本市に報告すること。

ウ 受注者は、納入業者に対し、学校給食における安全性確保の重要性を認識させるため、衛生管理等に関する講習等を通して指導・監督を行うこと。

(4) 給食用食材の価格等の調査、提案及び報告

ア 受注者は、本市が調達予定数量の決定までに示す基本献立の食材一覧に基づき、商品名・予定単価・納品業者名を含んだ「月別食材一覧表」(様式2)を作成し、速やかに書面またはデータで本市へ報告すること。当様式は予測単価が修正される毎に遅滞なく随時に報告すること。また、関係法令を遵守し、適正価格で調達するよう努めること。

なお、青果類など価格の変動がある給食用食材については、岡山市中央卸売市場の卸売価格や市況価格を確認するとともに、必要に応じて納入業者等へのヒアリングを行い、実績単価に近い予定単価となるよう最大限務めること。

イ 様式2の予測単価に20%以上の乖離が生じた場合には、修正した予測単価を速やかに本市へ報告すると共に、予測価格の上昇により当該月の一食単価が4(4)に示す1食単価(見込み)に収まらない場合には、受注者より代替食材の提案を本市へ行うこと。

ウ 受注者は、毎月の業務終了後に、様式2に食材毎の当該月分の実績単価を記入のうえ、本市へ報告するとともに、当該実績単価をふまえて予定単価の精度を上げるよう努めること。

(5) 給食用食材の適正な選定

ア 給食用食材を適正に選定するため、受注者は本市、学校等、受注者で構成される組織(以下、「物資審査委員会」という。)を設け、運営すること。

イ 物資審査委員会の開催に際し、納入業者に見本品及び商品規格書等を提出させること。

ウ 物資審査委員会では、各委員の意見を反映したうえで、物資を選定すること。

エ その他、物資審査委員会に関して必要なことは、本市及び受注者で協議の上、決定すること。

(6) 入札の実施

受注者は、上記(5)の物資審査委員会の物資審査で適当と判断された給食用食材について入札を行うこと。

(7) 入札結果及び産地情報の情報公開

ア 受注者は、上記(6)の入札結果について、本市へ報告すること。

イ 受注者は、学校等ごとに納品する予定納品者名を、納品日までに学校等へ報告すること。

(8) その他

ア 本市からの給食用食材調達に関する調査などの協力依頼について、可能な限り対応するこ

と。

イ 学校等の調理事故や発注誤り等により、急遽追加の給食用食材を調達する必要がある場合、受注者は可能な限りこれに対応すること。また、食材の再配送料等の費用が発生した場合もこれに応じること。なお、これらに起因する追加費用として 495,600 円（税込）を食材料費の積算額に含めること。

エ 本市が給食調理を委託している調理場において、受託調理業者（以下、「調理業者」という。）の責に帰する調理事故が発生し、受注者が納品した食材を用いて調理ができなかった場合は、その損害を受注者より調理業者へ請求し、食材料費へ充当すること。なお、損害額や請求先については、本市が受注者へ「損害賠償請求報告書」（様式 3）にて指示するものとする。

オ 年度当初等、学校等ごとの食数データが確定しない段階で給食用食材の見込発注を行う場合において、食数の変更には可能な限り対応すること。

7 緊急時の対応

(1) 発災時の連絡

地震、台風その他の風水害等の事由により、給食用食材の指定数量・指定時刻の納品が不可能となった、又は不可能となることが予測された場合、受注者は速やかに学校等にその旨を連絡すること。

(2) 納品の停止

ア 受注者は、上記(1)の場合には学校等の指示に従い、必要に応じて納品の停止等の調整を行うこと。

イ 上記アにおいて納品を停止した給食用食材の取扱いについては、本市と受注者が協議の上、決定する。

8 業務報告

(1) 受注者は、毎月の業務完了後に当月分の業務完了報告に係る「委託業務実施報告書」（様式 4）を作成し、契約書に定める支払期が終了する翌月 10 日までに本市に提出し検査確認を受けること。

(2) 受注者は、毎月の食材料費に係る支払額の確定後、速やかに「令和 8 年度学校給食用食材料費支払状況報告書」（様式 5）により食材料費の支払状況を本市に報告すること。

9 業務の引継ぎ

この契約の履行期間が満了するとき又は契約書に基づく契約の解除があるときは、受注者は、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、本市に引き渡すものとする。

また、受注者に変更があった場合でかつ前受注者により確保済の食材が存在する場合には、前受注者との協議を行ったうえで、当該食材について引き継ぐことを可能とする。

本市は、受注者が上記の規定に違反し損害が生じた場合には、受注者に対しその損害額の賠償を求めることができる。

10 報告書等の提出

本事業実施に当たり、提出が必要な書類は以下のとおりとする。

記載内容については、適時、本市と受注者で協議を行い、追加・修正を行う場合もある。その他必要な書類については、本市と協議の上、提出を行うこと。

報告書の種類	様式	提出期限	提出部数
業務実施体制表	1	・ 契約日から 7 日以内 ・ 内容に変更が生じた場合はその日から 7 日以内	1 部
月別食材一覧表	2	・ 基本献立の食材一覧を示した後速やかに ・ 予測単価が修正された後速やかに ・ 実績単価が定まり次第速やかに	1 部
委託業務実施報告書	4	・ 契約書に定める支払期が終了する月の翌月 10 日まで	1 部
学校給食用食材料費支払状況報告書	5	・ 当月の食材料費の支払額が確定次第速やかに	1 部

11 その他

この学校給食用食材調達業務に関して疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、本市と受注者が協議してこれを定める。

履行場所一覧表

※令和８年２月１日現在。履行期間中に変更があった場合にはこれに応じること。

小学校

校 名	住 所	電話
1 足 守	北区足守 7 8 9 番地	295-0058
2 伊 島	北区伊島町一丁目 6 番 6 号	252-2251
3 中 山	北区一宮 7 0 2 番地	284-0014
4 御 南	北区今保 2 4 3 番地の 3	243-2461
5 大 元	北区大元上町 9 番 4 3 号	241-8562
6 野 谷	北区栢谷 2 5 9 番地の 1	294-3609
7 鯉 山	北区吉備津 1 4 4 4 番地	287-3024
8 岡 南	北区岡南町二丁目 4 番 5 号	225-3526
9 石 井	北区寿町 2 番 8 号	252-5151
10 三 門	北区下伊福西町 5 番 3 7 号	252-2721
11 清 輝	北区新道 1 番地	225-4875
12 牧 石	北区玉柏 2 1 0 8 番地	228-0036
13 大 野	北区大安寺南町二丁目 8 番 3 6 号	252-1722
14 鹿 田	北区大供表町 1 6 番 5 0 号	225-4646
15 津 島	北区津島本町 1 9 番 1 号	253-3250
16 加 茂	北区津寺 5 1 7 番地	287-2077
17 馬 屋 上	北区富吉 2 9 4 4 番地の 2	294-3602
18 御 野	北区中井町一丁目 6 番 3 4 号	225-3675
19 西	北区中仙道一丁目 1 8 番 2 0 号	241-0936
20 平 津	北区檜津 7 3 8 番地の 1	284-0010
21 吉 備	北区庭瀬 2 5 6 番地	293-0002
22 桃 丘	北区芳賀 5 1 1 1 番地の 2 2	284-7668
23 陵 南	北区東花尻 2 4 1 番地の 1	292-0023
24 馬 屋 下	北区松尾 1 0 5 番地の 1	284-0407
25 庄 内	北区三手 3 3 6 番地の 2	287-2014
26 岡山中央	北区弓之町 9 番 2 7 号	234-7750
27 横 井	北区横井上 1 7 8 番地	294-2303
28 旭 東	中区門田屋敷本町 1 番 1 7 号	272-5168
29 旭 操	中区倉富 1 6 0 番地	276-2371
30 高 島	中区国府市場 1 3 1 番地	275-0069
31 竜 之 口	中区四御神 2 6 6 番地	279-4675
32 幡 多	中区高屋 2 5 4 番地	272-1776
33 三 勲	中区徳吉町一丁目 1 番 2 1 号	272-3141
34 財 田	中区長岡 5 8 番地の 2	279-0022
35 宇 野	中区原尾島一丁目 9 番 1 号	272-5281
36 平 井	中区平井四丁目 1 9 番 5 2 号	277-7204

校 名	住 所	電話
37 富 山	中区福泊 2 3 3 番地	277-7221
38 操 南	中区藤崎 4 5 番地	277-7127
39 操 明	中区藤崎 7 2 1 番地の 3	276-0331
40 旭 竜	中区八幡 8 番地の 1	275-0130
41 可 知	東区可知一丁目 8 3 番地の 2	942-3555
42 西大寺南	東区金岡西町 4 3 5 番地の 1	942-2074
43 開 成	東区金田 1 5 2 4 番地	948-2042
44 古 都	東区古都宿 4 5 3 番地の 1	279-0616
45 西 大 寺	東区西大寺上一丁目 1 9 番 2 1 号	942-2155
46 豊	東区西大寺川口 1 3 0 番地の 2	942-2800
47 芥 子 山	東区西大寺松崎 9 7 番地	943-8570
48 雄 神	東区富崎 2 1 8 番地	942-3237
49 平 島	東区東平島 1 2 9 3 番地	297-3037
50 政 田	東区政津 8 5 0 番地	948-3406
51 芳 田	南区泉田 4 0 8 番地	241-6900
52 浦 安	南区浦安本町 9 5 番地	264-7469
53 福 田	南区古新田 1 0 9 5 番地	282-1136
54 妹 尾	南区妹尾 1 3 5 3 番地	282-1170
55 箕 島	南区箕島 2 3 8 4 番地	282-0279
56 福 島	南区立川町 3 番 3 7 号	264-3151
57 南 輝	南区南輝三丁目 6 番 9 号	263-5800
58 東 疇	南区東畦 6 5 6 番地	282-0900
59 平 福	南区平福一丁目 7 番 1 号	263-7621
60 福 浜	南区福富東一丁目一番 1 号	262-0145
61 第一藤田	南区藤田 3 4 9 番地	296-2877
62 第二藤田	南区藤田 5 9 5 番地	296-3129
63 第三藤田	南区藤田 1 7 5 7 番地	296-2479
64 芳 泉	南区当新田 3 番地の 1	264-6706
65 芳 泉 小 ひばり分校	南区泉田四丁目 8 番 1 0 号	265-1230
66 芳 明	南区万倍 1 番地	241-4005
67 曾 根	南区曾根 1 3 9 番地の 2	298-2006

履行場所一覧表

※令和８年２月１日現在。履行期間中に変更があった場合にはこれに応じること。

中学校

校 名	住 所	電話
1 中 山	北区辛川市場１５９番地	284-0038
2 石 井	北区下伊福上町１０番９号	252-1165
3 高 松	北区高松原古才３０番地	287-2052
4 御 南	北区田中５８１番地	241-3357
5 京 山	北区津島京町一丁目７番１号	254-2797
6 岡 北	北区津島東一丁目１番１号	252-3256
7 吉 備	北区庭瀬１０３番地	293-0003
8 岡山中央	北区蕃山町６番１０号	225-0151
9 桑 田	北区東島田町二丁目３番３５号	224-5836
10 香 和	北区吉宗５９０番地	294-2009
11 光 南 台	南区飽浦３９０番地	267-2046
※光南台中は下記２校分の調理をあわせて実施		
甲浦小学校	南区飽浦２５０番地	267-2306
小串小学校	南区小串３３７９番地	269-2014
12 妹 尾	南区妹尾１２１２番地	282-1144
13 芳 田	南区当新田４６８番地の１	241-0533
14 藤 田	南区藤田４００番地	296-2126
15 芳 泉	南区当新田３番地の１	264-9081
16 福 田	南区山田５４４番地の３	282-0370

義務教育学校

校 名	住 所	電話
1 山南学園	東区北幸田５０９番地の１	946-8102

学校給食センター

センター名	住 所	電話
1 岡 山	中区赤田１５１番地１	272-8071
※岡山センターは下記５校分の調理を実施		
岡輝中学校	北区岡町１２番１７号	224-0358
東山中学校	中区御幸町１３番３号	272-2168
操山中学校	中区国富三丁目１１番１号	272-2248
竜操中学校	中区赤田１８８番地１	272-9696
上南中学校	東区金田７２２番地	948-3403
※下記７校は4/1～8/31自校調理、 9/1～3/31岡山センターでの調理対象に追加		
高島中学校	中区賞田１９０番地の１	275-2882
操南中学校	中区藤崎１３０番地の２	277-7281
富山中学校	中区海吉１４６２番地の５	277-2812
旭東中学校	東区大多羅町２７６番地	942-2644
西大寺中学校	東区西大寺上一丁目２０番６０号	942-3818
福南中学校	南区築港ひかり町１０番３５号	264-5490
福浜中学校	南区三浜町二丁目３番２６号	262-1178

2 上 道	東区南古都７１６番地	297-2122
※上道センターは下記５校分の調理を実施		
角山小学校	東区才崎３８９番地	297-2378
城東台小学校	東区城東台西三丁目６番３号	208-6430
御休小学校	東区西祖１７９番地	297-2031
浮田小学校	東区沼１７２５番地	297-2017
上道中学校	東区南古都７１４番地	297-2004
3 興 除	南区中畦５９３番地	298-3450
※興除センターは下記２校分の調理を実施		
興除小学校	南区中畦５９３番地	298-2010
興除中学校	南区中畦５８９番地４	298-2034
4 足 守	北区大井３６０番地	295-0034
※足守センターは下記２校分の調理を実施		
蛭明小学校	北区大井３６０番地	295-0142
足守中学校	北区大井３６０番地	295-0250
5 御 津	北区御津字垣１２２７番地	724-2409
※御津センターは下記８校分の調理を実施		
御津小学校	北区御津字垣１２１２番地	724-1721
五城小学校	北区御津新庄３０５５番地	724-0404
御津南小学校	北区御津野々口１６１６番地	724-1131
御津中学校	北区御津字垣１２２７番地	724-0541
福渡小学校	北区建部町川口１３０２番地	722-2111
建部小学校	北区建部町富沢３６６番地	722-0073
竹枝小学校	北区建部町吉田１５０４番地	722-0818
建部中学校	北区建部町建部上７３４番地	722-0517
6 灘 崎	南区片岡８０５	362-0172
※灘崎センターは下記５校分の調理を実施		
灘崎小学校	南区片岡１０９１番地	362-0052
灘崎小迫川分校	南区迫川１０９４番地	362-0568
七区小学校	南区北七区６１番地３	362-0171
彦崎小学校	南区彦崎２６４２番地	362-1179
灘崎中学校	南区片岡７７０番地	362-0073
7 瀬 戸	東区瀬戸町光明谷１８６番地１	952-0472
※瀬戸センターは下記３校分の調理を実施		
江西小学校	東区瀬戸町江尻１３９９番地２	952-0033
千種小学校	東区瀬戸町鍛冶屋３９１番地	953-0604
瀬戸中学校	東区瀬戸町瀬戸４４４番地	952-0027

別紙 2 調達予定数量変更期限一覧

品種	学級閉鎖等 (※)	学級閉鎖等以外	「左記以外」の備考
青果物	7 営業日前の正午	調達予定数量確定日	7 営業日前の正午までなら 3 学期に限りジャガイモ、タマネギ、ニンジン等は調達予定数量の総量 1 割まで変更できること
豆腐油あげ	7 営業日前の正午	調達予定数量確定日	
生魚類	7 営業日前の正午	調達予定数量確定日	
食肉	7 営業日前の正午	調達予定数量確定日	県産牛は対応しないこと
畜肉加工品	7 営業日前の正午	調達予定数量確定日	
鶏肉・鶏卵	7 営業日前の正午	調達予定数量確定日	
調味料	7 営業日前の正午	調達予定数量確定日	
乳製品	対応しないこと	調達予定数量確定日	
食油冷凍食品・添加物・缶詰・乾物類	7 営業日前の正午	調達予定数量確定日	
コンニャク	7 営業日前の正午	調達予定数量確定日	
その他 ケーキなど	対応しないこと	調達予定数量確定日	

※児童生徒の転出入や教職員等の採用・退職による変更及び学級閉鎖等によるクラス単位での変更等、軽微な変更とする

(様式1)

令和 年 月 日

岡山市 岡山市教育委員会 教育長 様

所在地
名 称
代表者

業 務 実 施 体 制 表

令和8年度岡山市学校給食用食材調達業務委託について、下記のとおり報告いたします。

記

1 業務責任者

職 名	氏 名	連絡先 ^(※)

(※) 携帯電話等、緊急時に連絡が取れる連絡先を記入してください。

2 業務連絡担当者

職 名	氏 名	連絡先 ^(※)

(※) 携帯電話等、緊急時に連絡が取れる連絡先を記入してください。

3 業務従事者

区 分	氏 名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

(※) 必要に応じて行を追加してください。

(様式 2)

令和◎年◎月◎日

岡山市 岡山市教育委員会 教育長 様

所在地
名 称
代表者

月別食材一覧表

令和◎年◎月分の食材一覧について、下記のとおり報告します。

食品番号 (※1)	食品名	発注規格	単位	規格番号	商品名	納品業者名		月間単価		実績単価	差	備考
								予定単価 (※				
							予測単価 (※3)	最高値	最安値			
											0.0	
											0.0	
											0.0	

- ※ 1) 「食品番号」「食品名」「発注規格」「単位」「規格番号」については、予め本市にて入力した状態のデータを受注者に渡すものとする。
- ※ 2) 時価購入を行う食材（野菜、果物、魚類等）については、最安値、最高値、予測単価を記入すること。その他の食材においては最安値、最高値は入力必須ではない。
- ※ 3) 入札で価格決定済の食材については決定後の単価を、それ以外の時価購入食材や発注数量が確定後に入札を行う食材については受注者が考える、実納品月での予測単価を入力すること。また、発注数量確定後の入札食材については、入札後速やかに入札単価へ修正し、報告すること。
- なお、時価購入食材であっても、その後の情勢や調査により予測単価を修正すべき事案が発生した際には、予測単価を修正し報告すること。
- ※ 4) 当該月のその食材の「実績支払総額÷実績納品数量」にて算出すること。
- ※ 5) 受注者側でも毎回確認し、この差が極力生じないように予測単価の精度をあげるよう務めること。

(様式 3)

損害賠償請求報告書

(一財)岡山市学校給食会 御中

次のとおり報告いたします。

損害賠償事案 発生年月日	令和〇年〇月〇日
学校名または 給食センター名	岡山市立 学校・学園 岡山市立 学校給食センター
調理委託業者名	
調理委託業者 メールアドレス	
調理委託業者担当 者名	

物資使用日	購入物資名	数量

損害賠償事案の概要及び賠償請求理由	
担当者職名・氏名	

令和 年 月 日

学校名または給食センター名

校長名またはセンター長名

(様式4)

令和 年 月 日

岡山市 岡山市教育委員会 教育長 様

所在地
名 称
代表者

委 託 業 務 実 施 報 告 書

令和8年度岡山市学校給食用食材調達業務委託について、令和__年__月分の業務が完了したので報告します。

【特記事項】(指定した数の食材を調達・納品ができなかった等の事象が生じた場合に記載してください。)

岡山市 岡山市教育委員会 教育長 様

所在地
名 称
<u>代表者</u>

[illegible]